

事業系ごみ処理の手引き

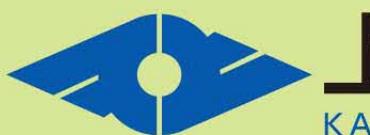
令和2年度改訂版

お店や会社の ごみの分け方・出し方ガイドブック



目 次

- ① 上郡町のごみ処理の現状 ······ 1
- ② 事業者の責務 ······ 1
- ③ 事業系ごみの区分 ······ 2
- ④ 事業系ごみの出し方 ······ 4
- ⑤ 業種別で具体的な取組例 ······ 7
- ⑥ 事業系ごみについてのQ & A ······ 9



上郡町
KAMIGORI TOWN



上郡町キャラクター
円心くんとエイトちゃん

❶ 上郡町のごみ処理の現状

令和元年度における上郡町のごみ排出量は4,734 tであり、そのうち家庭ごみを除いた事業系ごみは1,477 tと全体の約31%を占めています。上郡町のごみ排出量を減少させるためには、家庭ごみだけではなく、事業系ごみも削減していくことが必要です。



事業系ごみの中には、まだまだ減量可能なごみが多く含まれています。

❷ 事業者の責務

事業者はすべての廃棄物について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき適正に処理することが定められています。

責務 1

廃棄物の自己処理責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

責務 2

廃棄物の再生利用などによる減量化

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再利用を行うことによりその減量に努めなければならない。

責務 3

製造、販売などの際の工夫

事業者は、物の製造、加工、販売にあたり、処理・再生利用しやすい製品などの開発や廃棄物になった場合の処理方法について情報提供を行わなければならない。

責務 4

国や地方公共団体の施策への協力

事業者は、廃棄物の減量その他その適切な処理の確保などに関して、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第3条より】

③事業系ごみの区分

事業活動によって事業所から出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系ごみ（事業系一般廃棄物）」に分類されます。

【事業活動とは？】

会社・商店・事務所・飲食店・工場・農業者などの営利を目的とするものの他、病院・社会福祉施設・官公庁・学校などの公共サービスなども含まれ、法人・個人・業種・規模も問いません。

ごみ(廃棄物)

事業活動から生じるごみ

事業系ごみ(事業系一般廃棄物)

紙類、木くず、布類、生ごみなどの
産業廃棄物以外の廃棄物



可能な限りリサイクルするよう
分別を徹底してください。

一般家庭から生じるごみ

産業廃棄物

廃プラスチック類、金属くず、
ガラスくずなどを含む廃棄物



産業廃棄物処理業許可業者に
処理を委託してください。

注意 1

住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に出してください。

事業系ごみは事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が同じ場合でも事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません。

注意 2

事業系ごみを家庭ごみとして出すことはできません。

事業系ごみを家庭ごみの収集場所に出すことはできません。不法投棄となり廃棄物処理法第25条の罰則が科せられます。

【事業系ごみとは？】

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生するごみの内、産業廃棄物以外の紙類、布類、生ごみなどのすべてのごみを指します。詳しくはp3を参照ください。

【産業廃棄物とは？】

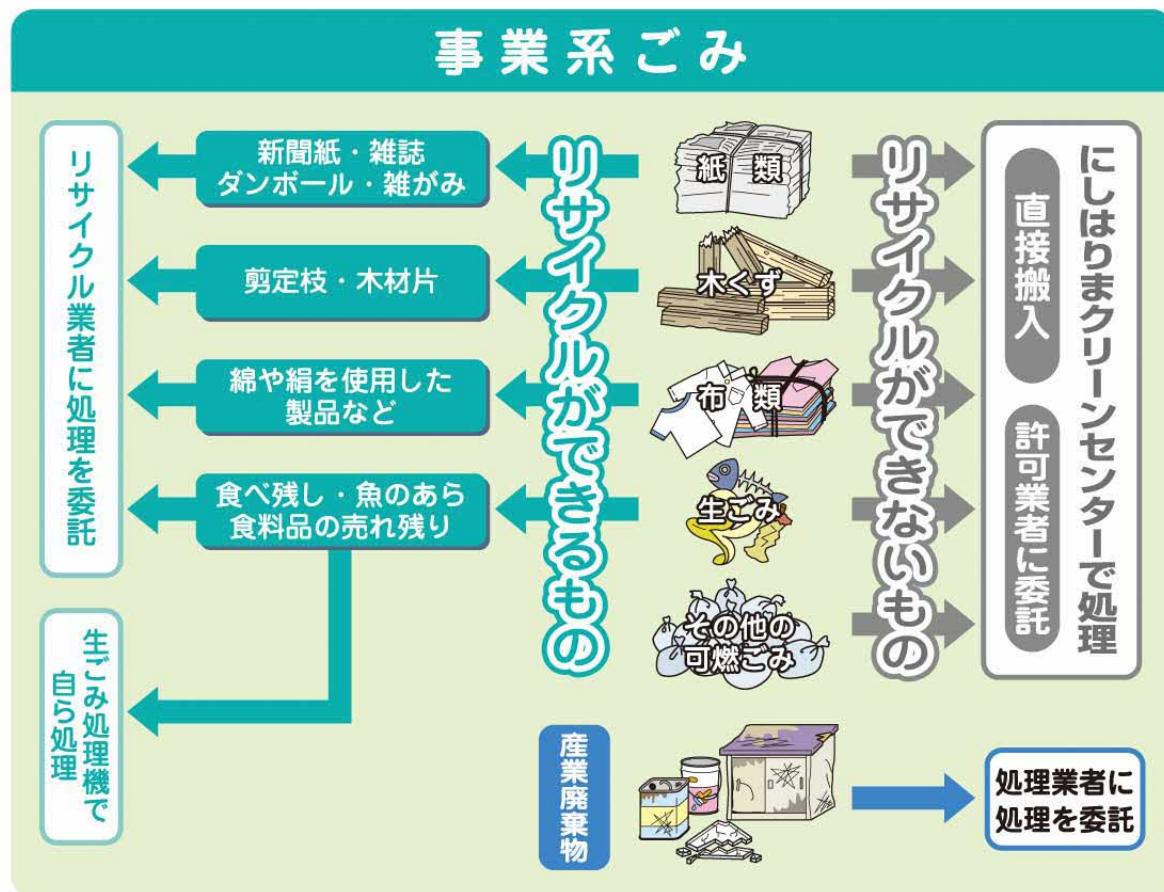
産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生する廃棄物の内、下記に示す20種類の廃棄物のことといいます。

	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴う物	(1)燃え殻	石炭から、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ
	(2)汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーボナイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
	(3)廃油	鉱物性油、植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチなど
	(4)廃酸	写真定着廃棄、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類などすべての酸性廃液
	(5)廃アルカリ	写真現像液、廃ソーダ液、金属石けん廃液などすべてのアルカリ性廃液
	(6)廃酸プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	(7)ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず
	(8)金属くず	鉄鋼または非鉄筋属の破片、研磨くず、切削くずなど
	(9)ガラスくず、コンクリートくず および陶磁器くず	ガラス類（板ガラスなど）、製品の製造過程などで生じるコンクリートくず、インターロッキングくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、陶磁器くずなど
	(10)鉱さい	鋳物廃砂、電炉など熔解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	(11)がれき類	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物
	(12)ばいじん	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーボナイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥など
特定の事業活動に伴う物	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類など、貨物の流通のために使用したパレット
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工場から生ずる木綿くず、羊毛くずなどの天然繊維くず
	(16)動植物性残渣	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりくす、醸造かす、発酵かす、魚および獸のあらなどの固形状の不要物
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獸畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18)動物ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの糞尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとりなどの死体
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの (例えばコンクリート固化物)		

4 事業系ごみの出し方

リサイクルできない可燃性の事業系ごみはにしはりまクリーンセンターにて処理を行っています。にしはりまクリーンセンターで処理する場合、①事業者が自ら搬入する方法 ②上郡町の許可を受けた業者（収集運搬許可業者）に委託する方法があります。

リサイクルできる事業系ごみについては、可能な限りリサイクル業者へ処理を委託してください。



【にしはりまクリーンセンターの概要】

住 所	佐用郡佐用町三ツ尾483番地10
連 絡 先	必ず事前予約 ☎(0790) 79-8550
搬 入 時 間	月曜から土曜（祝日も可）／8:30～16:30 ※日曜、年末年始（12月31日～1月3日）は休業
手 数 料 一 覧	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ……10kgにつき100円 (10kg未満は10kgとみなします) 資源ごみ……無料（基準通りに分別したものに限ります）

【直接搬入を行う方法】

事業者は、自ら可燃性事業系ごみをにしはりまクリーンセンターに搬入することができます。処理できるごみの種類や、処理手数料についてはにしはりまクリーンセンターまでお問い合わせください。

《別表》にしはりまクリーンセンターの受入れ区分

ごみ受入れ区分	適否	処理方法
可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	○	にしはりまクリーンセンターへ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼する
スチール缶 アルミ缶	○ 特例適用	資源ごみとしての受入れは、家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等を行ったものに限る（洗浄等されていないもの、また、分別状況等の確認が困難なものは不燃ごみで受入れ可） ※専門業者によるリサイクル処理も可能
無色透明びん 茶色びん その他の色びん	○ 特例適用	資源ごみとしての受入れは、家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等を行ったものに限る（分別及び洗浄等されていないもの、また、分別状況等の確認が困難なものは不燃ごみで受入れ可） ※専門業者によるリサイクル処理も可能
新聞 雑誌・ちらし類 段ボール 紙製容器包装 紙パック	○	産廃区分（紙くず）に規定された特定の事業活動以外から発生したものは受入れ可能 ※専門業者によるリサイクル処理も可能
布類	○	産廃区分（繊維くず）に規定された特定の事業活動以外から発生したものは受入れ可能 ※専門業者によるリサイクル処理も可能
プラ製容器包装 ペットボトル	○ 特例適用	資源ごみとしての受入れは、家庭ごみと同様の分別基準により洗浄等を行ったものに限る（分別及び洗浄等されていないもの、また、分別状況等の確認が困難なものは可燃ごみで受入れ可）
乾電池 蛍光灯	×	受入れ不可

【にしはりまクリーンセンターの事業系一般廃棄物の受け入れ基準】

- (1) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第2条に該当しないもの
- (2) 地域の状況等を勘案し特例として管理者が定める次のもの
- ・事務所等から排出される家庭ごみと同様の性状のごみ

※事業系一般廃棄物であってもリサイクル関連の法律でリサイクルが義務付けられた特定家電品（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）やパソコン、また、タイヤやバッテリーなどの処理困難物等については、にしはりまクリーンセンターで受入れできませんのでご注意ください。

※直接施設に持ち込む場合は、1回につき軽トラ1杯分（コンパネ等を立てず）以下とする。

※搬入時には適宜展開検査を実施するなど、内容物の確認に努めるものとする。

【許可業者に委託する方法】

事業系ごみの処理を希望する場合は、許可業者と契約する必要があります。上郡町の許可業者については、上郡町のホームページで確認してください。※背表紙参照

【許可業者に委託を行う手順】

- ①事業系ごみの種類と量を確認し、希望する収集回数などを検討する。
- ②収集運搬許可業者に相談し、見積を取得する。（ビルに入居している事業者はビルの管理会社に相談してください。）
- ③収集運搬許可業者を決定し、収集運搬委託に関する契約を締結する。
- ④決められた収集日・場所にごみを出す。

【リサイクル業者に処理を委託する方法】

事業系ごみについては、リサイクルできる物が多く含まれており、可能な限りリサイクルへのご協力をお願いします。

【産業廃棄物を処理する方法】

にしありまクリーンセンターは可燃性の一般廃棄物を処理する施設のため、**産業廃棄物の処理は行っていません**。産業廃棄物を排出する際は、事業者の責任により産業廃棄物処理業者に委託し、適正に処理を行ってください。

なお、産業廃棄物については、**兵庫県西播磨県民局環境課**や**一般社団法人兵庫県産業資源循環協会**までお問い合わせください。

■兵庫県西播磨県民局環境課

住 所	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2丁目25番
連 絡 先	☎(0791) 58-2137 FAX(0791) 58-2327

■一般社団法人兵庫県産業資源循環協会

住 所	〒650-0023 神戸市中央区栄町通2丁目4番14号 日栄ビル3階
連 絡 先	☎(078) 381-7464 FAX(078) 381-7350

【家電4品目を処理する方法】

事業所において家電や業務用の電気製品等を廃棄する際は、廃棄物処理法に基づいて産業廃棄物の収集業者に依頼してください。

また、通常家庭で使用されるものと同じエアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機を廃棄する場合は、家電リサイクル法の適用を受け、家電4品目として処理することもできます。

5 業種別での具体的な取組例

ごみの種類や発生量は業務内容によって大きく異なりますが、現状を把握し、業種の特性にあったごみの減量化・資源化を進めることができます。

従業員一人一人に周知を図り、事業所全体で取り組んでいくことが重要になります。



オフィス

【発生するごみの特徴】

- ダンボール、OA紙（コピー用紙）の発生が多い。
- 新聞、雑誌、書籍の発生が多い。
- 従業員の弁当殻や使用済みペットボトルが発生する。

【具体的な取組例】

- 内部文書、事務の見直しなどによるペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや裏紙を活用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの削減と分別の徹底を図る。
- OA紙、ダンボール、新聞、雑誌、書籍などの機密性のない紙は古紙業者へ引き渡す。
- 弁当殻や使用済みペットボトルは持ち帰るように呼びかける。

飲食店

【発生するごみの特徴】

- 調理くず、食べ残しなどの生ごみの発生が多い。
- 割り箸や紙製おしごりなどの使い捨て製品の発生が多い。

【具体的な取組例】

- 年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。
- 生ごみは、十分に水切りを行い、排出重量を減らす。
- 業務用生ごみ処理機の活用などにより、生ごみのリサイクルを図る。
- 割り箸や紙製おしごりなど、使い捨て商品を減らす。

食べきり運動応援事業【播磨科学公園都市圏域定住自立圏事業】

※食べ残しや生ごみを減量するため、環境にやさしい取り組みを行なっている「食べきり運動協力店」を募集しています。



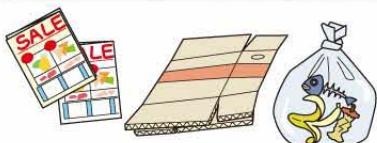
下記取り組みを一つ以上実施している飲食店・宿泊店を「食べきり運動協力店」として、登録しています。

- ①小盛りメニュー等の導入
- ②食べ残しを減らすための呼びかけ実践
- ③持ち帰り希望者への対応
- ④生ごみ堆肥化、リサイクル
- ⑤ポスター等の掲示による啓発活動の実施
- ⑥その他食べ残しを減らすための工夫



【発生するごみの特徴】

- 賞味期限切れや売れ残り商品などの生ごみの発生が多い。
- 梱包資材として使用されたダンボール、チラシなどの発生が多い。



【発生するごみの特徴】

- ダンボール、OA紙（コピー用紙）の発生が多い。
- 木くず、剪定くずの発生が多い。
- 不燃ごみの発生が多い。



【発生するごみの特徴】

- ダンボール、OA紙（コピー用紙）の発生が多い。
- 生ごみや紙おむつの発生が多い。



【具体的な取組例】

- 販売管理の徹底により、無駄が出ないような仕入れを行い、賞味期限切れや売れ残り商品などの生ごみの減少に努める。
- ダンボール、チラシなどは古紙業者へ引き渡す。
- 消費者へ買い物袋の持参を呼びかける。
(レジ袋の有料化など)
- バラ売りなどを積極的に導入する。
- 簡易包装を推進し、過剰包装を控える。

【具体的な取組例】

- 内部文書、事務の見直しなどによるペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや裏紙を活用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの削減と分別の徹底を図る。
- ダンボール、OA紙を分別し、古紙業者に引き渡しリサイクルする。
- 原料に無駄がないように調達する。
- 木くずや剪定くずは、専門の処分業者に処理を委託しリサイクルする。
- 製品を出荷する際には、可能な限り簡易包装に努める。

【具体的な取組例】

- 通院、入院患者や、施設入居者に対して、ごみの分別・削減を求める。
- 内部文書、事務の見直しなどによるペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや裏紙を活用する。
- 分別保管スペースの確保や排出ルールを確立し、ごみの削減と分別の徹底を図る。
- ダンボール、OA紙（コピー用紙）などの機密性のない紙は古紙業者へ引き渡す。
- 業務用生ごみ処理機の活用などにより、生ごみのリサイクルを図る。

注) 病院などの医療機関においては、感染症廃棄物などを事業系ごみとして排出させないように利用者への指導に努める必要があります。

6 事業系ごみについてのQ & A

Q1

ごみが少量しか出ないうえ、種類も生活系ごみとかわりませんが、事業系ごみとして処理するべきでしょうか？

A1

量やごみの内容に関わらず、事業活動に伴って排出されたごみは事業系ごみです。

Q2

なぜ事業系ごみは町で収集しないのですか？

A2

廃棄物処理法で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされています。したがって、事業系ごみは排出した事業者の責任において自ら適正に処理していただくことになります。

Q3

許可業者に委託する場合の料金は決まってるのですか？

A3

許可業者毎に、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度、収集コースなどに応じて料金が変わります。詳しくは許可業者とご相談ください。

Q4

住居兼店舗で商売をしていますが、ごみの区分はどうすればいいでしょうか？

A4

日常生活から発生した家庭ごみはごみステーションに出せますが、事業活動から発生したごみについては一般廃棄物と産業廃棄物に区分していただき、それぞれ適正な方法で処理していただくようお願いします。

Q5

事業系ごみを家庭ごみとともに出した場合どうなりますか？

A5

家庭ごみ用のごみステーションへ排出することは、自らの責任で処理していることにあたりませんので、不法投棄とみなされ、罰則が適用されます。（※）

Q6

事業系ごみは自ら焼却してもいいでしょうか？

A6

庭や路上でドラム缶などを使用し、焼却することは法律で禁止されています。（※）
廃棄物の焼却は廃棄物処理法に基づいた焼却施設でしか行えません。

※廃棄物処理法により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金（産業廃棄物の不法投棄を法人が犯した場合は、3億円以下の罰金）に処され、又はこれを併科されます。

Q7

「事業活動」とはどのようなものですか？

A7

「事業活動」とは、製造業や建設業に限定されるものではなく、オフィス、商店などの商業活動や水道事業、学校などの公共事業も含めた広い意味となります。このような事業活動から排出される事業系ごみの規定には、排出量の条件はないため、大企業から大量に排出される場合でも、個人商店や店舗付き住宅のような小規模な事業所から排出される場合でも事業系ごみになります。

Q8

なぜ、同じごみが一般廃棄物と産業廃棄物に区別されるのですか？

A8

廃棄物処理法第2条において、まず、産業廃棄物を定め、それ以外のすべての廃棄物を一般廃棄物と定めています。産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。同じプラスチックごみでも、家庭から排出されれば一般廃棄物となり、事業活動に伴って排出されれば、産業廃棄物となります。これらの廃棄物は、それぞれに処理責任や処理基準が異なるため、区別して扱われることになっています。

Q9

街中で見かける不用品回収業者に処理を依頼してもいいのですか？

A9

事業系ごみの処理(収集運搬・処分)を行うためには、廃棄物処理業の許可が必要ですが、許可を受けずに不用品の回収を行っている業者の場合もあります。事業系ごみの処理を依頼する場合は、必ず事前に、必要な許可を受けているか確認をしてください。回収を依頼したごみが不法投棄などの不適正処理をされた場合は、排出者にも責任が及ぼしますので、ご注意ください。

Q10

飲食店から排出されるごみの処理はどうすればいいのですか？

(割り箸や食べ残しを多く含むごみ)

A10

ごみとして処分する前に、食べ残しが発生しないような取組を行うなど、発生の抑制に取り組んでください。それでも発生する生ごみや割り箸などの廃棄物については、事業系ごみとして適切な処理をお願いします。従業員が使用した弁当の容器や飲料缶については事業系ごみとなりますので、適切な処理をお願いします。

Q11

飲食店を営んでいますが、食料品製造業に該当するのでしょうか？

A11

飲食店など(ベーカリーなどの製造小売業又はサービス業に分類されるもの)は、食品製造業には該当しません。食品製造業には、食パンの製造、製麺所、水産加工などの食品の製造や加工を行っている事業所などが該当します。食品製造業から排出される食品廃棄物などは、産業廃棄物となります。また、賞味期限・消費期限切れで、食品製造業へ返送された製品については、事業系ごみとなります。

【上郡町役場 住民課 環境衛生係】 〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地
TEL:0791-52-1115 FAX:0791-52-6490 E-mail: jyumin@town.kamigori.lg.jp

※無断で複写、転写することはご遠慮ください。 ※イラストは「経済産業省HP」より使用許可のあるものも引用しております。

令和2・3年度 上郡町一般廃棄物処理（ごみ収集・運搬）許可業者

（順不同）

業 者 名	住 所	電 話 番 号
株式会社 サクセス	赤穂郡上郡町山野里2321番地6	0791-52-0202
株式会社 ほうやま商店	赤穂郡上郡町上郡1431番地	0791-52-0204
特定非営利活動法人 円心	赤穂郡上郡町奥甲627番地1	0791-52-6355
公益社団法人 相生・上郡広域シルバー人材センター	相生市山手2丁目123番地	0791-52-4182
ハリマ興業運輸 株式会社	相生市垣内町2番40号	0791-22-3389
有限会社 クリーン＆リサイクルAWAI	赤穂市加里屋1096番地31	0791-43-4397
有限会社 ベストクリーン	赤穂市加里屋49番地7	0791-42-1551
株式会社 東陽環境センター	赤穂市南野中441番地1	0791-48-7391
株式会社 横山サポートテック	赤穂市中広1370番地1	0791-43-5328
株式会社 碧木商店	佐用町佐用2848番地2	0790-82-2455
株式会社 イボキン	たつの市揖保川町正條379番地	0791-72-3531
株式会社 ミツエ	たつの市新宮町佐野288番地	0791-75-0708
株式会社 龍野衛生公社	たつの市龍野町大道2番地11	0791-63-3312
日野物流 株式会社	揖保郡太子町福地155番地1	079-277-1520
森興業 株式会社	揖保郡太子町馬場171番地1	079-277-1101
株式会社 徳原商店	姫路市岡田92番地1	079-296-0553
株式会社 環境保全サービス	姫路市飾磨区中島字宝来3067番地17	079-233-6263

※一般廃棄物処理（収集・運搬）許可業者は2年ごとに更新されます。